[改正後全文]

岐阜県警察職員服務規程

昭和34年6月1日 岐阜県警察訓令第4号

改正 昭45年県警察訓令 2 号、昭46年県警察訓令 4 号、 昭47年県警察訓令 5 号、昭49年県警察訓令 9 号、 昭51年県警察訓令 7 号、同12号、同23号、 昭53年県警察訓令 9 号、昭56年県警察訓令 6 号、 昭60年県警察訓令 6 号、昭62年県警察訓令 5 号、 平5年県警察訓令15号、平8年県警察訓令 2 号、 平9年県警察訓令12号、平11年県警察訓令 7 号、 平12年県警察訓令 8 号、 平14年県警察訓令22号、同28号、 平19年県警察訓令19号、令3年県警察訓令15号、 令4年県警察訓令12号

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県警察職員(以下「職員」という。)が保持すべき職務に 係る倫理(以下「職務倫理」という。)及び職員が服務上守らなければならない事 項について規定することを目的とする。

(所属長の定義)

第2条 この規程において「所属長」とは、当該職員を監督する地位にある職員のうち、警察本部の所属の長以上の職にある者、警察学校長及び警察署長をいう。 (職務倫理)

- 第3条 職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の涵養に努め、次の各号に掲げる「職務倫理の基本」を保持しなければならない。
 - (1) 職員は、誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕する。
 - (2) 職員は、人権を尊重し、公正かつ親切に職務を遂行する。
 - (3) 職員は、規律を厳正に保持し、相互の連帯を強める。
 - (4) 職員は、人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努める。
 - (5) 職員は、清廉にして、堅実な生活態度を保持する。

(職務の執行)

- 第4条 職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の 遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しな ければならない。
- 2 職員は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 職務の執行に当たっては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令に従い、その権限を濫用してはならない。
- (2) 急訴に接したときは、勤務の当否、管轄の有無にかかわらず迅速かつ適切な処置を執ること。
- (3) 職務上の危険及び責任を回避しないこと。
- (4) 県民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚し、 その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしないこと。
- (5) 職務上個人に関する情報の取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、職務上知り得た個人に関する情報を漏らさないこと。
- (6) 勤務の内外を問わず、警察上必要と認められる情報を知り得た場合には、直ちに所属長に報告すること。
- (7) 職務上の報告又は連絡は、やむを得ない場合を除き、組織の系統によること。
- (8) 所属長の許可を得ないで職務を離れないこと。 (市民応接)
- 第5条 職員は、市民応接の適否が職務の遂行に影響があることを自覚し、県民の信頼と親近感の高揚に務め、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 応接に際しては、親切、ていねい及び迅速を旨とし、常に優しさと理解をもって当たること。
 - (2) 職務上人に接する場合は、感情を抑制し、冷静を保ち、粗野又は乱暴な言動を慎むこと。
 - (3) 用務のため来訪する者に対しては、十分相手方の立場を考え、誠実をもって応接すること。
 - (4) 身分を明らかにする要求があったときは、職務上やむを得ない場合のほか、これを明らかにすること。

(品位の保持)

- 第6条 職員は、品行を正し、家庭の融和を図り、職員としての体面を保つように心掛けるとともに、次の事項を厳守すること。
 - (1) 他人の請託をいれて職務の公正を欠き、又はみだりに貸借、取引若しくは訴訟 事件に関与しないこと。
 - (2) 公民権の行使以外の政治運動に積極的に参加しないこと。
 - (3) 職務に支障を及ぼすような宗教的又は政治的論議をしないこと。
 - (4) 職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際しないこと。
 - (5) 自己又は他の職員の昇任、配置換えその他の人事に関し職員以外の者に協力、援助を依頼しないこと。

- (6) 支払い能力を超える負債をしないこと。
- (7) 所属長の承認がなければ職務に関して、贈り物又は謝礼その他の報酬を受けないこと。
- (8) 警察本部長の許可がない場合は、外部の人から寄付金を募集し、又はこれを受けないこと。
- (9) 勤務に支障を及ぼし、又は品位を失うに至るまで飲酒、遊戯等をしないこと。 (服装)
- 第7条 職員は、常に身体及び服装を清潔かつ端正に保たなければならない。
- 2 警察官は、制服を着用した場合は、服制等に従い、厳正な態度を保持するととも に、次の事項を守らなければならない。
- (1) 公務執行のため必要がある場合のほか、見苦しい物を携帯しないこと。
- (2) 喫煙しながら、又はポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- (3) 公共の乗物に乗車するときは、他人に席を譲るように心掛けること。
- 3 警察官は、制服で勤務する場合は、次に掲げる物品を携帯しなければならない。 ただし、職務の性質上所属長が必要でないと認めたものについては、この限りでない。
- (1) 警察手帳
- (2) 警笛
- (3) 手錠
- (4) 拳銃及び警棒
- (5) 名刺

(その他の遵守事項)

- 第8条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 休日、休暇等において外出する場合は、行先を明らかにし、不時の参集に差し支えないようにすること。
 - (2) 住所を異動したとき、又は身分上変動があったときは、速やかに所属長に届け出ること。
 - (3) 所属長の承認を受けた場合のほか、勤務部署の所在する市町村又はその管轄区域内に居住すること。
 - (4) やむを得ない場合を除いて無断で欠勤、遅刻又は早退をしないこと。
 - (5) 他の官公署、学校、企業等において施行する各種の試験を受験する場合は、その旨を所属長に届け出ること。
 - (6) 所属長の許可を受けないで、職務に関連し、又は職務に影響を及ぼすおそれのある所見を公表し、又は新聞、雑誌等に寄稿しないこと。

附則

この規程は、昭和34年7月1日から施行する。

附 則(昭和45年2月12日 岐阜県警察訓令第2号) この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年3月30日 岐阜県警察訓令第4号抄)

1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和47年7月1日 岐阜県警察訓令第5号抄)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日 岐阜県警察訓令第9号抄)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日 岐阜県警察訓令第7号)

この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年6月1日 岐阜県警察訓令第12号)

この訓令は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則(昭和51年12月1日 岐阜県警察訓令第23号)

この訓令は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則 (昭和53年8月21日 岐阜県警察訓令第9号)

この訓令は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日 岐阜県警察訓令第6号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年2月1日 岐阜県警察訓令第6号)

この訓令は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月31日 岐阜県警察訓令第5号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成5年8月5日 岐阜県警察訓令第15号抄)

1 この訓令は、平成5年9月1日から施行する。

附 則(平成8年3月27日 岐阜県警察訓令第2号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月1日 岐阜県警察訓令第12号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月24日 岐阜県警察訓令第7号抄)

1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日 岐阜県警察訓令第8号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月25日、岐阜県警察訓令第22号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日 岐阜県警察訓令第19号)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正前の岐阜県警察職員服務規程第7条第4項に定める身分証明書は、この訓令に基づく身分証明書が交付されるまでの間に限り、同訓令に定める身分証明書とみなす。

附 則(令和3年8月6日 岐阜県警察訓令第15号)

この訓令は、令和3年8月6日から施行する。

附 則(令和4年3月23日 岐阜県警察訓令第12号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。